



# ごみと資源物の収集

家庭から出されるごみと資源物の収集は、市内の全世帯を対象に計画的に行っています。

ごみの減量化・資源化を進め、ごみを適正に処理し、より快適な生活環境をつくっていくためには、資源物の分別の徹底や適切なごみの出し方、集積場所の清潔の保持など、いろいろな面で市民の皆さまのご理解とご協力が必要になります。ルールを守ってごみを減らし、きれいなまちづくりを進めましょう。

## 1 ごみと資源物の分け方・出し方・リサイクルの流れ

横浜市では効率的な資源化を目的として、15種類の品目について、10種類の分別で排出することを定めています。

分別の種類	収集回数	主な対象物	出し方	リサイクルの流れ
燃やすごみ	週2回	<p>台所のごみ 油で汚れた紙・臭いのついた紙 プラスチック商品 (50cm未満のもの)</p>	透明又は半透明の袋に入れる。	<p>焼却灰の一部は次のように再利用されます(一例)。 ●焼却灰を各種資源化手法により、建設資材や道路資材などに利用(民間委託)</p> <p>再生砕石</p>
乾電池	週2回	<p>マンガン乾電池 アルカリ乾電池 リチウム一次電池</p>	透明又は半透明の袋に入れる。	<p>亜鉛・鉄などの金属原料として建築資材などに再生利用されます。</p> <p>建築資材</p>
スプレー缶	週2回	<p>スプレー缶</p>	透明又は半透明の袋に入れる。	<p><b>アルミ缶:</b> アルミ合金となり、アルミ缶などに再生利用されます。 <b>スチール缶:</b> 金属材料として建築資材などに再生利用されます。</p>
燃えないごみ	週2回	<p>ガラス類・陶磁器類等 蛍光灯・電球</p>	購入時の箱、新聞などで包んで「ガラス」「蛍光灯」などと品名を表示する。	<p>ガラス・陶磁器類は、土木資材として路盤材などに利用されます。蛍光灯・電球はガラスウールなどに、アルミ・鉄はそれぞれの原材料として再生利用されます。</p> <p>ガラスウール</p>
プラスチック製容器包装	週1回	<p>ボトル トレイ 袋やフィルム</p> <p>「プラマーク」のあるものは、全て対象です。</p>	透明又は半透明の袋に入れる。	<p>擬木やパレットなどプラスチック製品の原材料のほか、高炉還元剤、コークス炉化学原料、油やアンモニア等の化学工業原料等としても再生利用されます。</p> <p>パレット 出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会</p>
缶・びん・ペットボトル	週1回	<p>缶・びん・ペットボトル</p> <p>※食べ物や飲み物の入っていた缶とびん、飲み物・酒・みりん・しょうゆ等が入っていた♻️の表示のあるペットボトル。</p>	透明又は半透明の袋に入れる。	<p><b>アルミ缶:</b> アルミ合金となり、アルミ缶などに再生利用されます。 <b>スチール缶:</b> 金属材料として建築資材などに再生利用されます。</p>
				<p>ガラスくず(カレット)となり、新たにびんをつくる材料やガラスウールなどに再生利用されます。</p> <p>路盤材や埋込材などに再生利用されます。</p> <p>路盤材</p>
				<p>ペットボトル、繊維製品(制服、カーペット、ワイシャツなど)や卵パック、製品パッケージなどに再生利用されます。</p>

- ※1 焼却工場……鶴見、旭、金沢、都筑の4工場(保土ヶ谷工場は一時休止し、バックアップ工場として活用)
- ※2 最終処分場……南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場
- ※3 市町村負担分……容器包装のリサイクル費用は、事業者が負担していますが、小規模事業者は、再商品化義務の適用が除外されているため、その分は市町村が負担しています。
- ※4 資源選別施設……金沢、緑、戸塚資源選別センター及び鶴見資源化センター



分別の種類	収集回数	主な対象物	出し方	リサイクルの流れ
小さな金属類	週1回	 30cm未満の金属製品	袋に入れず集積場所にまとめて置く。ただし、刃物等危険なものは新聞紙等に包み品名を表示する。	
古紙	資源集団回収(P.16)により収集 (回数は地域により変動)	新聞	四つ折りにして、ひもで十文字にしる。	
		雑誌その他の紙	雑誌: ひもで十文字にしる。 その他の紙: 袋に入れてひもでしる。	
		段ボール	折りたたんで、ひもで十文字にしる。	
		紙パック	水洗いして切り開き、乾燥させ、大きさを揃えひもでしる。	
古布		 古布	透明又は半透明の袋に入れる。雨の日には出さない。	
粗大ごみ	申込制 ※詳細は下記	 金属製で30cm以上のもの 金属製以外で50cm以上のもの	手数料を収め収集シールを貼付する	

ごみと資源物の収集

## 粗大ごみを出すときは

粗大ごみは、インターネット、チャット、LINEまたは電話での事前申込みにより有料で収集しています。

**粗大ごみ受付センター** 受付時間: 月～土(年末年始を除く)午前8時30分から午後5時

インターネット受付    チャット受付    LINE受付



一般の加入電話からかけるとき  
(ナビダイヤル)  
0570-200-530

携帯電話やIP電話などの定額制や  
通話料割引サービスを利用してかけるとき  
045-330-3953

**インターネット** <https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp>

●言語・聴覚に障害のある方はFAXでお申込みできます。 **FAX 045-550-3599**(言語・聴覚に障害のある方専用)

直接持ち込みも実施しています。障害者手帳をお持ちの方など、手数料が減免になる場合があります。

詳細は受付センターにお問合せいただくか、ウェブページをご覧ください。

横浜市 粗大ごみ

検索



**【問合せ先】業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225**

## 2 エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機について

これらの製品は、家電リサイクル法に基づき、家電小売店が回収し、家電メーカー等がリサイクルします。過去にその製品を購入したお店か、買い替え時に新しく製品を購入するお店に引取りを依頼してください。

「購入店がない。」「遠方で依頼することが難しい。」などの場合は**横浜家電リサイクル推進協議会**に引き取りを依頼してください。

### 横浜家電リサイクル推進協議会受付フリーダイヤル

協議会指定の回収業者が受付をし、回収します。

 <b>0120-014-353</b>	月～土曜日 9:00～18:00 ※祝日を除く (土曜日は17:00まで)	家の中からの搬出にも対応可(別料金)
 <b>0120-632-515</b>	月～土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝日を除く(土曜日は15:00まで) FAXでの申込みも可 <b>FAX 0120-661-520</b>	家の中からの搬出にも対応可(別料金)

ご自分で、メーカーの指定引取場所に持ち込むこともできます。この場合「家電リサイクル券」は必要ですが、収集・運搬料金はかかりません。

詳しくは **横浜市 家電リサイクル**

**【問合せ先】 業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225**

## 3 収集できないもの、犬・猫などの動物の死体処理

### 収集できないもの

#### 一時多量ごみ

一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を依頼してください。(処理は有料)

#### 処理が困難なもの

バイク、タイヤ、バッテリー、消火器、金庫、ピアノ、プロパンガスボンベ、灯油、塗料、薬品類などは販売店か各区の資源循環局事務所にご相談ください。



#### 請負工事などで出るごみ

事業活動に伴って排出されるもの

一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧はこちらに掲載しています。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/kyoka.html>

**【一般廃棄物収集運搬業許可業者に関する問合せ先】**  
事業系廃棄物対策課 電話:671-2511

#### 火災・天災等により発生したごみ

火災・天災等により発生したごみを、市の処理施設にご自分で持ち込む場合、処理手数料が減免される場合があります。詳しくは各区の資源循環局事務所にお問い合わせください。

#### 家庭用パソコン

お手持ちのパソコンの排出方法、金額などは、直接各メーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会(03-5282-7685、ウェブサイト <http://www.pc3r.jp/>)へお問い合わせください。また、プリンタ、スキャナなどの周辺機器は、その大きさにより粗大ごみまたは燃やすごみとして収集します。なお、長さ30cm未満のパソコンや周辺機器は「小型家電回収ボックス」(P.16)に出すことができます。



**【問合せ先】 業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225**

### 犬・猫などの動物の死体処理

#### ● 各区の資源循環局事務所に連絡してください。

1. 道路や公園等で死体を見つけたとき → 無料
2. ペットの合同火葬(出張回収)を希望される方(お骨はお返しできません。また 50kg 未満の小動物が対象です。)->6,500 円

#### ● その他お骨の持ち帰りや個別の火葬、合同火葬で直接持ち込みを希望される方は、(戸塚斎場 電話:864-7001)に連絡してください。(有料)

**【問合せ先】 各区の資源循環局事務所(P.35) 業務課 電話:671-3815 FAX:662-1225**



## 4 分別に関するツール及び広報印刷物

### 横浜市ごみ分別アプリ

横浜市ごみ分別アプリは、イーオがごみの出し方を教えてくれる「イーオのごみ分別案内」や分別辞典「ミクシヨナリー」、その他分別に役立つ知識集や収集曜日のカレンダー設定などのいろいろな機能を搭載しています。(英語・中国語にも対応)

横浜市ごみ分別アプリ **検索**



【問合せ先】<sup>スリーアール</sup>3R推進課 電話:671-3593 FAX:550-3510

### LINE

横浜市LINE公式アカウントからは、ごみの分別案内のほか、粗大ごみの申込みもご利用いただけます。サービスのご利用には、横浜市LINE公式アカウントとの友だち登録が必要です。



【問合せ先】分別案内 <sup>スリーアール</sup>3R推進課 電話:671-3593 FAX:550-3510  
粗大ごみの申込み 業務課 電話:671-3815 FAX:662-1225

### 広報印刷物

市民の皆さまが適切な分別をしていただくための支援として、各種の広報印刷物を発行しています。

#### ●ごみと資源物の分け方・出し方(パンフレット)



分別・排出方法を総合的に解説するとともに分別・収集に関するサービスや施策を紹介しています。

転入者を中心に配布しています。

外国語版:  
英語・中国語・ハングル  
スペイン語・ポルトガル語  
ベトナム語

#### ●ごみと資源物の分け方・出し方(リーフレット)



分別・排出方法等の概要をまとめています。中面が分別区分一覧になっており収集曜日が書き込めるため掲示に適しています。

外国語版:  
英語・中国語・ハングル  
スペイン語・ポルトガル語  
タガログ語・タイ語  
ベトナム語・フランス語  
ネパール語

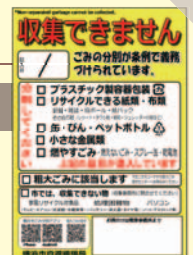
## ❖ 分別ルールを守りましょう!

### 条例による義務

市民・事業者ともに、ごみを出すときには、決められた分別区分や排出方法に従うことが、条例により義務付けられています。

### 分別されていないものは取り残し

分別されていないごみ袋については、注意ステッカーを貼って、集積場所に取り残すことで、ごみを出した人に注意を呼びかけています。



### 分別ルールを守らない者に対する罰則(過料)制度

分別されていないごみ袋は本市職員が開封調査しています。

なお、繰り返し指導などを行っても、分別しない市民・事業者に対して罰則(過料2,000円)を科す制度を実施しています。

1

分別をしない者に適切な分別を**指導**

2

指導後も分別をしない場合、改善を**勧告**

3

勧告後も分別をしない場合、改善を**命令**

4

命令後1年以内に、分別しないでごみ出した場合、**過料(2,000円)**

※開封調査によって得た個人情報は罰則制度の運用以外には使用しません。

【問合せ先】業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

## 5 資源集団回収

資源集団回収とは、市での回収とは別に、地域の団体(自治会・町内会、子ども会、老人クラブ、PTA等)が行う古紙・古布等の資源物の自主回収です。地域団体と契約した民間の業者が回収しています。地域における自主的なごみの減量・リサイクルの実践活動として減量効果も高く、地域コミュニティの形成にも役立っています。



市内の家庭から回収場所に出される古紙・古布は全て資源集団回収により回収されています。

※事業所・商店など、事業活動に伴って発生する事業系廃棄物は、資源集団回収に出すことはできませんので、ご注意願います。

### 新しく資源集団回収を始めるときは

回収品目や実施方法など、具体的な事柄について地域の方々や資源回収業者とよく打ち合わせをし、登録の手続きを行ってください。

★手続き方法については、資源集団回収ウェブページ(下記参照)をご覧ください。各々の資源循環局事務所(P.35)または業務課にお問い合わせください。

### 資源集団回収奨励金について

資源集団回収登録団体は、回収量に応じた「奨励金」が交付されます。

「奨励金」は回収量1キログラムあたり3円です。(2022年度)



### ❖ 回収場所や曜日がわからないときは

回収場所や曜日は、地域によって異なります。

集積場所に貼ってある青いステッカーを見ていただくか、ご近所にお住まいの方にお尋ねいただいて、回収場所等をご確認ください。確認が難しい場合は、各区の資源循環局事務所(P.35)へお問い合わせください。



### ❖ 資源集団回収ウェブページをご覧ください

資源集団回収のウェブページを公開しています。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gomi/shudan/syudan.html>

【問合せ先】 各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

### 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止について

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されており、持ち去り対策としてパトロールを実施しています。禁止命令に従わない場合、20万円以下の罰金を規定しています。持ち去り行為を見かけたら下記連絡先までご連絡ください。

【問合せ先】 街の美化推進課 電話:671-2556 FAX:663-8199 または、各区の資源循環局事務所(P.35)

## 6 資源物の拠点回収

市民が家庭から出る古紙・古布などの資源物を直接持ち込むことができる場所として、「資源回収ボックス」「センターリサイクル」などがあります。

### 資源回収ボックス

- 設置場所** 一部のスポーツセンター・地区センター・区役所などの市民利用施設 89か所 (2022年12月現在)
- 受入時間** 各施設の開館時間中
- 回収品目** 古紙(新聞・雑誌・その他の紙・紙パック)、古布  
※段ボールは回収していません。  
※踊場地区センターでは古布の回収はしていません。



**【問合せ先】 各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225**

### センターリサイクル

- 場所** 各区の資源循環局事務所(緑区は長坂谷ストックヤード、栄区は栄ストックヤードで実施しています)
- 受入日** 月曜日～土曜日 ただし年末年始を除く
- 受入時間** 午前9時～午後4時  
(午前11時30分から午後1時30分の持ち込みはご遠慮ください)
- 回収品目** 古紙(新聞・雑誌・その他の紙・紙パック・段ボール)、古布、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小さな金属類、スプレー缶、乾電池、燃えないごみ  
※燃えないごみを持ち込む場合は事前に問い合わせてください。  
※小型家電、充電式電池の回収も実施しています。



**【問合せ先】 各区の資源循環局事務所(P.35)**

### リユース文庫

- 設置場所** 各区の図書館および一部の区役所、地区センターなど52か所(2022年12月現在)  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/reuse/reuse-bunko.html>
- 受入時間** 各施設の開館時間中
- 回収品目** 不用になった図書(営利のための宣伝、政治活動や宗教活動の普及宣伝を目的とする図書、青少年の健全な育成を阻害する図書、汚破損の著しい図書等を除く)  
※なお、リユース文庫にお持ちいただいた図書は、図書館への寄贈図書になる場合もあります。



**【問合せ先】 各区の資源化推進担当(P.35)**

## ❖ バッテリーの取り外せない充電式小型家電製品について

コードレス掃除機・ロボット掃除機など、バッテリーの取り外せない充電式小型家電製品を原因とした収集車の発煙・発火トラブルが多発しています。

収集車の火災を防ぐため、バッテリーの取り外せない充電式小型家電製品は、燃やすごみの日に他の燃やすごみ(生ごみ等)とは「別の袋」で集積場所に出していただきますようご協力をお願いいたします。



「燃やすごみの日」に生ごみ等とは「別の袋」で

**【問合せ先】 各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225**

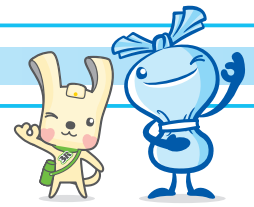
## ❖ 小型家電リサイクルの実施について

- 回収の方法:** 区役所や資源循環局事務所、市庁舎、区民利用施設(一部)、焼却工場、スーパー(一部)等に専用のボックスを設置しています。また、地域のイベント等での啓発の際にあわせて回収を行います。
- 対象製品:** 回収ボックス投入口(30cm×15cm)に入る、長さ30cm未満の電気・電池で動作する製品。詳しくは  
横浜市 小型家電 検索



**【問合せ先】 各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225**

## 7 ごみ出しの支援



ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者の方などへの支援を行っています。

収集の種類	ふれあい収集	粗大ごみの持ち出し収集
内容	<p>対象者宅の敷地内や玄関先から、直接家庭ごみを収集します。</p> <p>※収集時にごみが排出されていない場合等に、インターホン等で声を掛けることがあります。</p>	<p>対象者宅の敷地内または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。</p> <p>※粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●分解が必要な粗大ごみ</li> <li>●他の家具の移動が必要な粗大ごみ</li> <li>●ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ</li> </ul>
申込方法	<p>資源循環局事務所に申込書にてお申込みください。</p> <p>※申込書は資源循環局のHPでダウンロードできます。</p> <p>※事前にご自宅に伺うなどして、対象者に該当するか確認させていただきます。</p>	<p>資源循環局事務所に電話等でお申込みください。</p> <p>事前に対象者に該当するか確認させていただきます。</p> <p>※収集日のご希望に添いかねる場合があります。</p> <p>※受付から収集までお時間を頂く場合があります。</p>
対象者	<p>次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの方。なお、同居者が居る場合でも、同居者が次のいずれかに該当する場合は、対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>②愛の手帳の交付を受けている方</li> <li>③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</li> <li>④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方</li> <li>⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方</li> </ol>	<p>次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら粗大ごみを指定場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの方。なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者など次のいずれかに該当する場合は、対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>②愛の手帳の交付を受けている方</li> <li>③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</li> <li>④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方</li> <li>⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方</li> <li>⑥妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方</li> </ol>

### ■いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(いわゆる「ごみ屋敷」対策条例)」に基づき、対策を進めています。

市内の様々な事案の解決に向け、区と局が連携し、福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た場合について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

### ■外国人居住者への支援

生活習慣や文化の違いなどから、外国人居住者のごみ出しマナーが地域のトラブルとなっているケースがあります。

地域特性やコミュニティの状況をふまえ、外国人居住者の生活全体の支援の一環として、ごみ出しルールが浸透していくよう働きかけていきます。



日本語学校での分別講座の様子

**【問合せ先】 各区の資源循環局事務所(P.35)**